

扶養事情説明書【配偶者の申請用】		※続柄、マイナンバー記載有り（必須）の世帯全員の住民票を提出ください ※住民票が別々で続柄が確認できない場合は戸籍謄本を追加で提出ください <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">両面コピー</span>	
<small>【被保険者 署名欄】</small> 裏面の注意事項を確認いたしました、また記入内容に相違ありません			
年      月      日      氏名			
申請する配偶者の氏名		続柄	年齢
		<input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫	歳 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 →4.回答必須（会社承認の別居を除く）
<b>1. 配偶者の申請の事由【該当項目に□】</b>			
<input type="checkbox"/> 被保険者がワコール健保に加入したことによる申請 （再雇用・任意継続含む）			
<input type="checkbox"/> 被保険者と婚姻に伴う申請 【婚姻日： 年 月 日】			
<input type="checkbox"/> 配偶者の退職（6ヶ月未満）に伴う申請 【退職日： 年 月 日】			
<input type="checkbox"/> 退職以外の事由で、配偶者の就労・収入状況の変化に伴う申請 → 事由（ ）			
<input type="checkbox"/> 配偶者の失業給付・傷病手当支給等終了に伴う申請			
<b>2. 配偶者が直近に加入していた（している）健康保険</b>		提出書類	
<input type="checkbox"/> 他の健康保険・任意継続保険、ワコール健保（再雇用）			
<input type="checkbox"/> 本人として		「資格喪失証明書」もしくは「退職証明書」 ※ワコール健保の場合は不要	
<input type="checkbox"/> 被扶養者として（以前加入健保からの異動）		「資格喪失証明書」もしくは「扶養削除証明書」 ※ワコール健保の場合は不要	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険加入中			
<input type="checkbox"/> 無保険			
<b>3. 配偶者の現在の就労・収入状況（該当事項全てに□）</b>		提出書類	
<input type="checkbox"/> 6ヶ月以上就労していない		直近の「所得証明書」もしくは「課税非課税証明書」	
<input type="checkbox"/> 退職して6ヶ月未満である			
<input type="checkbox"/> 失業給付を受給中（延長申請中含む）		「雇用保険受給資格者証（両面）」（ <sup>コピー</sup> -）	
<input type="checkbox"/> 雇用保険未加入		雇用保険未加入と記載のある「退職証明書」	
<input type="checkbox"/> 失業給付の受給終了		終了印のある「雇用保険受給資格者証（両面）」（ <sup>コピー</sup> -）	
<input type="checkbox"/> 失業給付の手続きを行わない 理由→ <input type="checkbox"/> 加入期間不足 <input type="checkbox"/> その他（ ）		「離職票1.2」もしくは「雇用保険資格喪失確認通知書」（ <sup>コピー</sup> -） ）	
<input type="checkbox"/> 自己都合退職により待機期間中		「離職票1.2」か「雇用保険資格喪失確認通知書」（ <sup>コピー</sup> -） ※ハローワークより「雇用保険受給資格証」が発行されたら両面コピーを提出のこと	
<input type="checkbox"/> 給与収入（パート・アルバイト等）		①「直近3か月分の給与明細」（ <sup>コピー</sup> -） ②直近の「所得証明書」もしくは「課税非課税証明書」 ※①と②の両方必須	
<input type="checkbox"/> 自営業収入（営業/事業/農業/山林/不動産等）		①直近の「確定申告書」（ <sup>コピー</sup> -） ②直近の「収支内訳書」もしくは「青色申告書」（ <sup>コピー</sup> -） ※①と②の両方必須	
<input type="checkbox"/> 各種年金収入 <input type="checkbox"/> 老齢 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		①直近の「年金振込通知書」もしくは「年金改定通知書」（ <sup>コピー</sup> -） ②直近の「所得証明書」もしくは「課税非課税証明書」 ※①と②の両方必須	
<input type="checkbox"/> 傷病手当金を受給中（手続き中含む）		傷病手当金の「支給決定通知書」（ <sup>コピー</sup> -） 手続き中は在職時の「給与明細」（ <sup>コピー</sup> -）	
<input type="checkbox"/> 出産手当金を受給中（手続き中含む）		出産手当金の「支給決定通知書」（ <sup>コピー</sup> -） 手続き中は在職時の「給与明細」（ <sup>コピー</sup> -）	
<input type="checkbox"/> その他（ ）			
<b>4. 配偶者が別居と答えた方（会社承認の別居は回答不要）</b>			
<input type="checkbox"/> 仕送りをしている		提出書類	
<input type="checkbox"/> 【仕送り金額】 每月 万円 賞与時 万円 その他 万円 年間合計 万円		※「仕送り」をしていることは必須（「仕送りなし」の場合は、扶養は認められません） 以下①～③のいずれかひとつ（誰から誰へ・金額・日付がわかるもの） ①「仕送り金額が記載された通帳（直近3か月分）」（ <sup>コピー</sup> -） ②「金融機関の振込証（直近3か月分）」（ <sup>コピー</sup> -） ③「金額記載のある「現金書留の控え（直近3か月分）」（ <sup>コピー</sup> -） ※仕送り金額以外の行はマスキング（黒く塗りつぶす等）してください。	
<input type="checkbox"/> 仕送りを予定している（開始月 年 月）		認定となった場合、後日、仕送り状況の確認を行います	

裏面もご覧ください

<2024年7月改訂>

## 扶養事情説明書の記入と提出書類について

申請するご家族の状況に該当する項目すべてにチェック（☑）し、チェックされた項目の右側に記載された「提出書類」をご用意ください。それぞれの書類の入手先は下記を参考にしてください。

### 書類の入手先

	主な提出書類	発行（取得）場所
(1) 申請書	健康保険被保険者異動届	健康保険組合又は事業所人事総務担当、 社内イントラ（WEN）、健保組合ホームページ
(2) 確認書類	扶養事情説明書	
(3) 添付書類	世帯全員の住民票（続柄入り、3か月以内発行、マイナンバーの記載有り）	原本 市（区）役所等
	戸籍謄本	原本
	所得証明書、課税・非課税証明書	原本
	雇用保険受給資格者証	コピー ハローワーク
	雇用保険受給期間延長通知書	コピー
	年金振込通知書	コピー 日本年金機構
	年金改定通知書	コピー
	確定申告書（受領印付）	コピー 税務署
	収支内訳書	コピー
	直近3か月給与明細	コピー
	雇用契約書	コピー
	収入見込書	原本 該当する事業主
	雇用保険資格喪失確認通知書	コピー
	雇用保険被保険者離職票1・2	コピー
	退職証明書	原本
	資格喪失証明書	原本 該当する健康保険組合等
	被扶養者削除証明書	原本
	傷病手当金等支給決定通知書	原本

### 注意事項

- 扶養義務者とは直系血族および兄弟姉妹の間では、独立生計が営めないものを扶養する義務があります。
- 扶養の認定条件は、年間の総収入が130万円未満かつ被保険者の収入の1/2未満となります。（60歳以上又は、障害厚生年金受給者などは180万円未満となります。）尚、事業主の証明により一時的な収入増加と認められた場合はこの限りではありません。
- 必要書類は、公的書類は発行後3か月以内、指定がないものは最新のものを提出してください。
- 申請される方の収入や生活の実態、被保険者の経済的扶養能力等を総合的に審査の上、認定の可否を決定します。
- 状況により、追加書類の提出を求めることができます。
- 虚偽の届出または故意に届出をしなかった事実が判明した場合は、被扶養者の資格を取り消します。
- 扶養認定後に、失業給付基本手当日額3,612円（60歳以上または障害年金受給者の方は5,000円）以上を受給開始される場合は、受給開始日をもって扶養から外す手続きが必要となります。扶養から外す届出が遅れた場合には、受給開始日まで遡って扶養資格を抹消することになります。（受給開始日が扶養認定日前であった場合、扶養認定日まで遡っての抹消となります。）その場合は、健保負担分を返還していただくことがありますのでご留意願います。